

●職場におけるセクシュアルハラスメントについて

◆セクシュアルハラスメントとは

セクシュアルハラスメント（略して「セクハラ」）とは、相手方の意に反した不快な性的言動をいいます。職場におけるセクシュアルハラスメントは、「対価型セクシュアルハラスメント」と「環境型セクシュアルハラスメント」の2種類に分けられます。

○「対価型セクシュアルハラスメント」

労働者が、意に反する性的な言動を拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。

【典型的な例】

- ・事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、その労働者を解雇すること。
- ・出張中の車の中で上司が労働者の腰、胸等に触ったが抵抗されたため、その労働者について不利益な配置転換を行うこと。
- ・営業所内において事業主が日頃から労働者にかかる性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、その労働者を降格すること。

○「環境型セクシュアルハラスメント」

労働者の意に反する性的な言動で職場環境が不快なものとなったために、労働者の就業意欲の低下や、苦痛に感じて業務に専念できないなど、能力の発揮に重大な悪影響が生じることです。

【典型的な例】

- ・事務所内において上司が労働者の腰、胸等にたびたび触ったため、その労働者が苦痛に感じて就業意欲が低下していること。
- ・同僚が取引先において労働者にかかる性的な内容の噂を意図的かつ継続的に流したため、その労働者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと。
- ・労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、その労働者が苦痛に感じて業務に専念できないこと。

◆「職場」とは

労働者が普段、働いている場所以外であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば職場に含まれます。例えば、取引先の事務所、接待など取引先との商談のための飲食店、顧客の自宅、出張先、アフターファイブの宴会（実質上職務の延長と考えられるもの）などです。

◆「労働者」とは

正規労働者のみならず、アルバイト、派遣社員等非正規労働者を含む事業主が雇用す

る労働者のすべてをいいます。

◆「性的な言動」とは

性的な内容の発言や行動を指します。

【性的な内容の発言の例】

- ・ 性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、意図的に性的な噂を流す、性的な事実関係を尋ねること、など

【性的な行動の例】

- ・ 性的な関係の強要、身体への不必要な接触、性的関係の強要、ヌードポスター等わいせつ図画の配布、掲示、など

◆セクシュアルハラスメントの被害に遭ったときは

○拒絶することが大切です。

不快と感じる性的な言動を受けたときは、その行為がセクシュアルハラスメントであることを相手に伝え、「やめてほしい」とはっきり意思表示をすることが大切です。我慢したり無視したりすることは、さらに悪化することになりかねます。

○相談窓口

一人で悩まず、まずは相談してください。

- ・ 田辺市男女共同参画センター「女性電話相談」午前9時～正午（平日）

0 7 3 9 - 2 6 - 4 9 1 9